万代くんとつばさくんの

退職金

取扱説明書を読まない人への　応援歌

第2弾 トリセツを　さっと読むと　勘違い

事業承継編

自分のことに、先を読めますか？

事業承継の究極は、自分との闘い。

万代くん

本年もよろしくお願いします。

最近、事業承継の相談に訪ねられる社長さんが増えて来ました。

そんな社長さんに共通している事は、

- **事業展開は、常に数年先を考えていること。**
- **法人に別途積立金が多いこと。**
- **多額な退職金をもらうことができるが・・・・・。と悩んでいます。**

ロダン・タイムズでは、そんな社長さんを応援します。

第2弾は、事業承継（退職金）のトリセツです。

M社長さんとY社長さんは退職金を数千万円～数億円はもらおうと考えてる人。二人は東京で開催された「退職金セミナー」に出席した帰りに、当事務所を訪れました。

今期中に退職金をもらいたい理由を尋ねると、

①　相続対策用に非課税2500万円あるそうだが、現金がいいな。

②　今期は、過去最高益が出そうだから、退職金とぶつけたい。

二人は同業者であるが、お互いの社長さんを尊敬しあっています。

さすが、先を見据える社長さん。でも・・・。

①　相続時精算課税のことですか。単なる非課税なのでしょうか？（M社長さんへ）

②　退職は、いつでもできます。その前にすることはありませんか？（Y社長さんへ）

ロダン・タイムズ風トリセツを、二人の社長さんに読んでもらいたい。

（トリセツ　その１）　M社長さんの本音

M法人のM社長さんは、後継者への株式異動が進んでいません。

このままでは、株式を財産として評価された場合、相続税が心配だ。

セミナーでは退職金によって株価が下がるという。退職して一気に株式を贈与したい。

相続時精算課税なら、2500万円まで非課税だ。

でも、私が会社を辞めたら、いままでのような利益は望めないだろう。

そうなれば、今後の株式評価は下がる一方になるのでは・・・・。

ならば、株式贈与をせずに、退職金の一部を現金にて贈与をすればよい。

【　ロダン風　トリセツ　】

最近の減税と増税は、プラスマイナス0か、プラス傾向です。

相続時精算課税財産は贈与税を課税しない代わりに、相続税対象財産になります。

さらに、選択後の贈与財産も、全て相続税対象財産になります。

歴年贈与による贈与税基礎控除１１０万円は使えなくなります。

（トリセツ　その２）　Y社長さんの本音

実は、私は会社を退職したくない。理由は、後継者問題でM君と同じ心境だ。

でも今期の最高益対策は必要だし、自分が目標にしてきた別途積立金は到達した。

ここは、退職するのが一番かも・・・・。

【　ロダン風　トリセツ　】

芸能人も絶頂期に引退するのはごく一部です。

退職金セミナーでは、退職金の使い道（これがメイン）もセミナーしてくれます。

Y社長さん、Y会社には含み損はありませんか？これを使う方法はありませんか。

この含み損対策は、じっくりとトリセツをお読みください。　　　次号へつづく

社長さんの苦労は続く。

万代つばさグループ代表 発行者　八百板　誠	（　税理士法人 万代つばさ　　　代表社員税理士　） （　八百板誠行政書士事務所　　　　　　　　）

事　務　所　：　新潟市中央区下大川前通７ノ町２２３０番地　（８階建の１階奥です）

０２５（２２８）４６９７